

「ヤングケアラー出前講座」に関する実施要領

1 事業の目的

ヤングケアラーについての正しい知識と理解及び関心を高め、さらなる普及啓発を図る。

2 講座受講の内容

各種団体、グループ、自治会並びに市町関係部署及び学校等からの招請に応じ、県職員を講師及び情報提供者として派遣する。
また、招請内容に応じて外部講師の斡旋、調整を行う。

3 講座受講の対象

県内に在住、在勤又は在学する者が所属する概ね5名以上の団体とする。

4 経費

講師派遣に要する経費のうち、謝金及び旅費については原則県負担とし、会場使用料及び運営に係る費用については申込団体の負担とする。

5 講師

- ・佐賀県 こども家庭課 ヤングケアラー支援推進事業コーディネーター
- ・外部講師（大学教授、ヤングケアラー支援団体の支援者等） 等

6 派遣申請

講師の派遣を希望する団体は、実施の概ね 3 か月前までに、別紙様式第Ⅰ号により佐賀県こども家庭課（以下「県こども家庭課」という。）に申請するものとする。
なお、外部講師を希望する場合には 6 か月前までに申請を行うものとする。

7 派遣決定

県こども家庭課は別紙様式第Ⅰ号により派遣決定の通知を行うものとする。

8 講座の実施時間

講座の実施時間は、概ね1時間～2時間程度とし、原則、平日の9時から20時までとする。なお、土曜・日曜・祝日における開催は相談可能とし、詳細については派遣申込後に調整を行う。

9 講座の開催

申請者は、別紙様式第1号により決定した講座開催また開催に伴う準備及び当日の運営を行う。

10 完了の報告等

申請者は、講座の開催後2週間以内に事前に県から送付された別紙様式第2号により県こども家庭課に実施報告を行うものとする。

附則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。